

## 小規模企業共済制度の5年見直しの検討の進め方について(案)

令和元年9月

## (1) 検討会設置の目的

- 小規模企業共済法では、少なくとも5年ごとに、共済金等について、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予測等を基礎として検討をすることとされている。(以下、「5年見直し検討」という。)平成27年度の小規模企業共済制度の見直しから4年が経過していることから、今般、5年見直し検討を開始する。
- また、本年度より、独立行政法人中小企業基盤整備機構の第四期中期目標の期間(令和元年度～令和5年度)が開始され、当該目標において「運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進める」、「業務効率化・合理化を行う」こととされており、これらを踏まえ、共済制度の運営の在り方についても合わせて検討を実施する。
- こうした点を踏まえて、技術的・専門的な検討を深めるため、専門家による検討の場を設置する。検討の成果については、共済小委員会に報告・議論する。

## (2) 検討事項

- ①共済財政の検証(予定利率見直しの必要性)について
- ②共済制度の長期的安定の確保(交付金に依拠しない運営の在り方)について
- ③業務改善に伴う事務の効率化策について

## (3) 当面の検討スケジュール

第1回	令和元年10月上旬
第2回	11月頃
第3回	令和2年1月頃

※なお、議論の展開によっては、開催回数が増えることも想定される。